

株式会社北日本観光

運輸安全マネジメントに係る取組について

目次

- 1・輸送の安全に関する当社の基本方針と安全目標
 - 2・輸送の安全に関する達成状況
 - 3・輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置
 - 4・内部監査の実施
 - 5・安全管理規定及び安全統括管理者に係る情報
 - 6・事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
 - 7・事業用自動車に係る情報
 - 8・行政処分の状況
 - 9・令和5年度事故削減目標
 - 10・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- 別添1・令和5年度乗務員指導教育実施計画
- 別添2・安全管理規定

1・輸送の安全に関する当社の基本方針と安全目標

- 1・当社の安全に係る方針を以下のように定め、これを業務開始時に社員一人一人が繰り返し唱和等を繰り返す等で社内に周知徹底する。

株式会社北日本観光 安全方針

「すべての安全は、一人一人の思いやりから」

- (1) ルールに従い、安全運行に心がけます。
- (2) 全てにおいて安全を最優先します。
- (3) 安全の維持、向上に努めます。
- (4) 安全運行を通じ、最高のサービスを提供します。

- 2・運行における安全、安心、快適なサービスを提供するために、これらに付帯する指導計画案の策定、行動、評価、改善（Plan,Do,Check,Act）を確実に実施し、社員に対して輸送の安全の最重要性を確実に認識させる。
- 3・輸送の安全において、自社のみならず、他の交通機関に対してもリーダーシップを発揮出来るような会社づくりを目指す。
- 4・令和4年度事故削減目標
 - ・有責重大事故ゼロ（死亡事故、転落事故等）
 - ・有責人傷事故ゼロ（歩行者、自転車などの交通弱者への加害）
 - ・構内事故ゼロ（人身、物損、車両破損、構内設備破損、作業中の怪我）
 - ・残酒出勤ゼロ（予備出勤、内勤者を含む）
 - ・乗客、エージェント等からのクレームゼロ

2・輸送の安全に関する達成状況（事故に関する統計）

1・近年の事故・クレーム件数 ※1

| 年度 | 目 標 | 結 果 | 物 損 ※2 | クレーム |
|---------|-----|-----|--------|------|
| 平成 29 年 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 平成 30 年 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 令和 1 年 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 令和 2 年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 3 年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 4 年 | 0 | 0 | 1 | 0 |

※1 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

※2 構内や道路外における車両の破損、車庫設備等の破損

3・輸送の安全確保のための講じた措置及び講じようとする措置

【ハード面での安全強化】

- ・先進安全自動車（ASV）への代替を全車両実施（平成29年5月までに全車代替済）
- ・ドライブレコーダー、デジタルタコグラフを全車に導入。
- ・全車両にIP無線機を導入済み（GPSにより現在地や走行軌跡の確認が可能）

【人員による管理体制の見直し】

- ・運行管理者の増員（令和5年3月現在管理者2名）4月より順次補助者を増員予定（現在2名を予定）

【指導、講習等による教育体制の確立】

- ・管理職、従業員（運転士、バスガイド含む）の各種研修受講状況
 - ① 運行管理者の一般講習受講（令和4年7月）
 - ② 整備管理者の選任後研修受講（令和4年11月）
 - ③ 救命講習（赤十字、消防）の心肺蘇生講習の受講（令和5年2月）。また、安全統括管理者が救急法救急員資格を取得（平成30年10月）しており、応急救護の指導に役立てる。
 - ④ 自動車事故対策機構による認定セミナー（ガイドライン・リスク管理・内部監査）を安全統括管理者が受講（令和5年2月）
 - ⑤ 自動車事故対策機構による適性診断活用講座を安全統括管理者が受講（令和2年2月）
- ・社員全員に各種講習や説明会を受講させることで経営方針、課題等についての共通認識を持たせる（モチベーションの向上）
- ・運転者への指導をより確実なものにするため、指導体制（組織体制）を明確化することで、運転者への指導にとどまらず、指導者に対する指導も行い、更なる指導の浸透化を図る。また、交替運転者の配置基準などについて、法律で定められた基準よりも厳しい基準を設けるなどの改訂により、運転者への負担を軽くすることで、疲労等による事故を防ぐ（令和5年3月までに組織体制及び運行管理規定、安全管理規定、交替運転者の配置基準、乗務員服務規程等の一部を改善）
- ・乗務員指導計画の見直し、改善を実施（令和5年3月）。近年の法改正等に適応できるよう内容をより明確なものに改善（別添1）また、バスジャック想定訓練、重大事故及び大規模災害想定訓練等を、乗務員年間指導計画内に策定。
- ・運輸規則第38条の改正（平成28年12月～）により、初任運転者及び準初任運転者への指導監督の内容を改訂し、同規則で定められた規定時間以上の指導訓練の実施。同規則改正にあたり、指導者に対する教育の実施。

【事故防止のための安全教育】

- ・リスク管理による事故の未然防止策
 - ① ヒヤリ・ハット情報の収集と共有を安全教育の一環として活用。
 - ② 事故例などを参考に、事故分析を指導教育に取り入れ、安全への感性を高める

教育を目指す。

- ③ デジタルタコグラフやドライブレコーダーの運行記録を元に、連続運転や速度制限などの指導、映像を用いた指導など、運転品質の向上を図る事で、更なる安全運行を目指すための指導を実施していく。

・健康起因事故防止策

- ① 健康起因による事故をなくすため、点呼時の運転者の健康状態の判断を健康管理マニュアルに則って判断し、安全に乗務できるか、運行の可否を決定。また、運行管理者が当該判断を出来るよう、健康管理マニュアルの内容を把握できるように指導していく。
- ② 運転中に体調が急変し、運行に悪影響を及ぼす事態を防止するため、健康管理マニュアルの判断項目により判断を行い即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等の必要な措置を講じる必要性を、運転者に周知させる。

【乗客に対する安全確保の取り組み】

・車内における乗客へのシートベルトの着用を座席毎にリーフレット等を配置し、更なる着用促進を図り、乗客の安全を確保する。また、出発前に乗務員による車内アナウンスにより、シートベルトの着用と、走行中の立歩きの禁止を促すことにより、車内事故を未然に防ぐ。

【定期点検、整備関連】

- ・定期点検整備の実施を3か月から2か月に短縮、実施。
- ・車両の点検整備又は管理を確実なものとするため、整備管理補助者を追加（令和5年3月現在管理者1名補助者1名）

【安全確保に関する予算計画】

※導入済含む

| 安全に関する投資内容 | 単価金額（円） | 数量または人数等 | 合計金額（円） |
|---------------------------|---|-----------------------------------|-------------|
| 車両（新車） ※令和4年2月2台減車 | 30,000,000 | 8台 | 240,000,000 |
| デジタコ一体型ドライブレコーダー | 車載器1台あたり 100,000 事務所管理機器 300,000 その他設置経費 500,000 | 車載器…8台 事務所管理機器… 1台 その他経費 | 1,800,000 |
| 業務用無線(IP無線機) | 90,000 | 車載機 8台 事務所機器 1台 | 890,000 |
| 睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査及び健康診断等 | 簡易検査 2,700 健康診断 7,000 | 8名 | 80,000 |

| | | | |
|------------------------------|---------|---------|---------|
| 管理者等への指導講習 (一般講習・基礎講習) | 交通費、受講費 | | 30,000 |
| 安全運転講習等 (運転者への外部機関による講習等) | 講師派遣等 | 運転者 6 名 | 100,000 |

4・内部監査の実施

1) 目的

- (1) 安全管理体制が法規制・社内規則等に適合しているか (適合性)
- (2) 安全管理体制が有効に機能しているか (有効性)

2) 対象者

- (1) 被監査者 … 安全統括管理者または総務企画部運行管理課
- (2) 監査実施者 … 貸切自動車部長又は貸切自動車部長より指名された者
営業部 (課長以上)

3) 監査実施期間

毎年 3 月

4) 監査概要

(1) 適合性

チェックリストに基づき、法規制や社内規則に則った業務内容であるか、また記録の保存は適切か等をチェックする。

(2) 有効性

P D C A サイクルの有効性についての確認

- ・安全目標について
- ・目標達成への具体的施策
- ・目標達成率
- ・安全施策の改善点
- ・その他必要事項

5) 内部監査所見 (令和 5 年 3 月 15 日実施分)

- (1) 代表者は自ら、又は安全統括管理者に指示する等で必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止の為に適切な対応策を講じているか。

所見) 自社のヒヤリハットの情報の件数が少なすぎるので、収集方法を工夫したほうがよい。

※その他の項目についてはおおむね良好と判断される。

5・安全管理規定及び安全統括管理者に係る情報

- 1 安全管理指定
別紙のとおり（別添2）
- 2 安全統括管理者
本社営業所 所長（兼総務企画部長） 阿部 優祐
- 3 安全統括管理者の運輸安全マネジメント認定セミナー受講状況
 - ・ガイドラインセミナー（令和5年2月21日受講）
 - ・リスク管理セミナー（令和5年2月22日受講）
 - ・内部監査セミナー（令和5年2月24日受講）

6・事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

- ①運転者数
6名
- ②運行管理者及び補助者数（管理者資格保持者）
有資格者4名（うち運行管理者選任2名）
- ③整備管理者及び補助者数（整備士資格保持者）
1名（管理者1名、整備士資格保持者1名）

7・事業用自動車 6台

平均車歳 7.0
最古年式 平成27年
最新年式 平成29年

車両情報一覧

| 車両番号 | 初年度登録 | 型式 | ASV 搭載状況 | 備考 |
|--------------|---------|-------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 盛岡 210 あ 111 | 平成 28 年 | QTG-RU1ASCN | 衝突軽減ブレーキ 車線逸脱警報 ドライバーモニター | ドライブレコーダー デジタルタコグラフ 12列49シート |
| 盛岡 210 あ 333 | 平成 27 年 | QTG-RU1ASCN | 衝突軽減ブレーキ 車線逸脱警報 ドライバーモニター | ドライブレコーダー デジタルタコグラフ 12列49シート |
| 盛岡 210 あ 444 | 平成 28 年 | QTG-RU1ASCN | 衝突軽減ブレーキ 車線逸脱警報 ドライバーモニター | ドライブレコーダー デジタルタコグラフ 12列49シート |
| 盛岡 210 い 555 | 平成 29 年 | QTG-RU1ASCN | 衝突軽減ブレーキ 車線逸脱警報 ドライバーモニター | ドライブレコーダー デジタルタコグラフ 12列49シート |

| | | | | |
|--------------|---------|-------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 盛岡 210 う 888 | 平成 28 年 | QTG-RU1ASCN | 衝突軽減ブレーキ 車線逸脱警報 ドライバーモニター | ドライブレコーダー デジタルタコグラフ 12 列 49 シート |
| 盛岡 210 あ 999 | 平成 28 年 | QTG-RU1ASCN | 衝突軽減ブレーキ 車線逸脱警報 ドライバーモニター | ドライブレコーダー デジタルタコグラフ 12 列 49 シート |

8・行政処分の状況

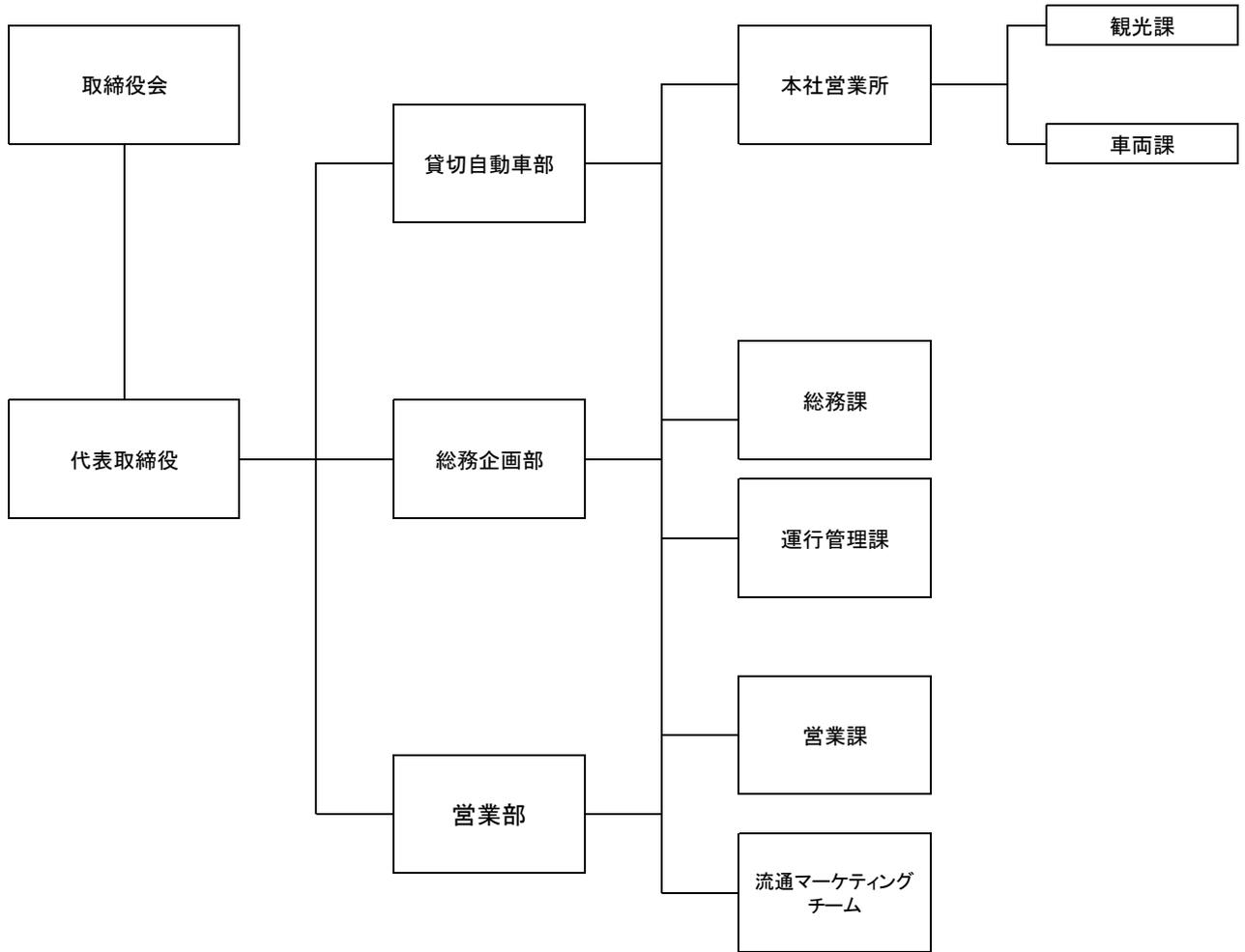
令和 4 年 11 月 17 日実施の貸切バス適正化センターによる巡回指導の結果、改善要請無し

令和 5 年 3 月までに受けた行政処分なし

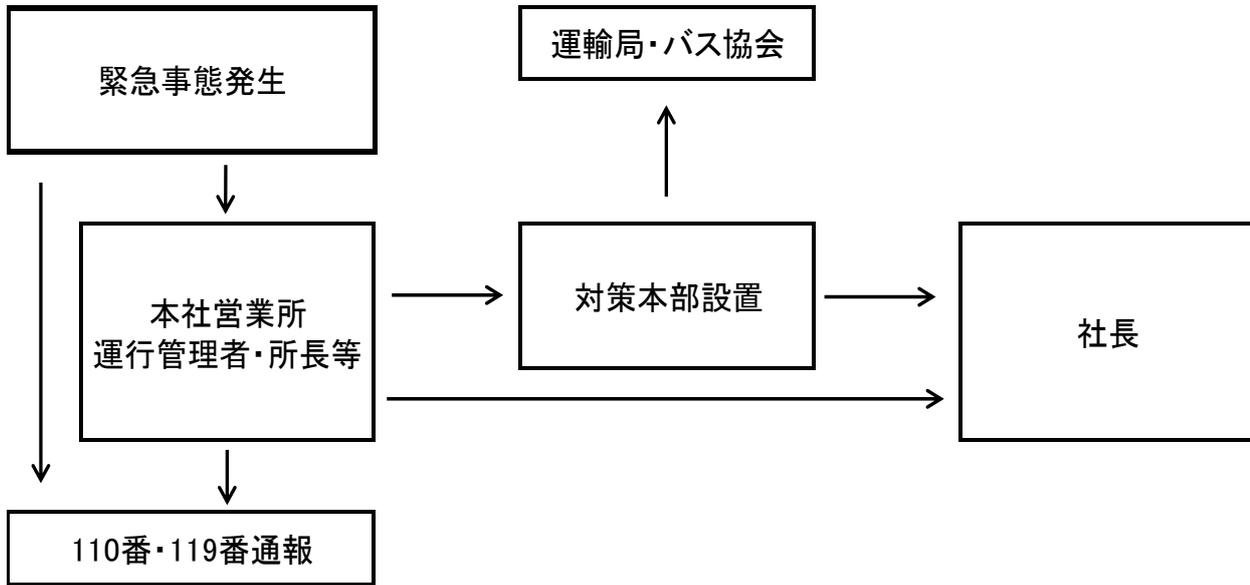
9・令和 5 年度事故削減目標

- ・重大事故ゼロ（死亡事故、転宅事故等）
- ・人傷事故ゼロ（歩行者、自転車などへの加害）
- ・物損事故ゼロ（車両破損、構内設備破損）
- ・発車時及び後退時の指差呼称確認
- ・右左折時の最徐行

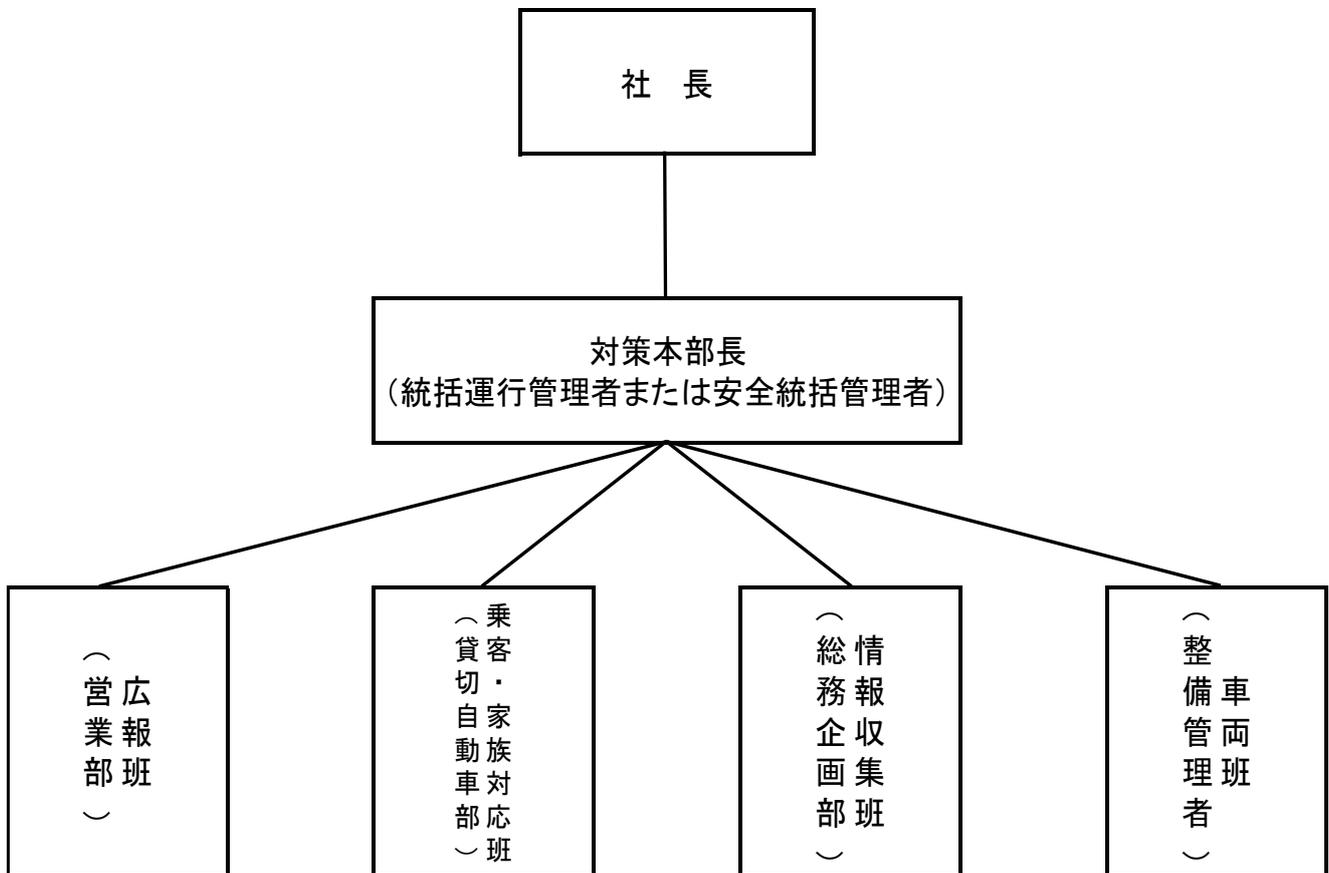
株式会社北日本観光 組織図



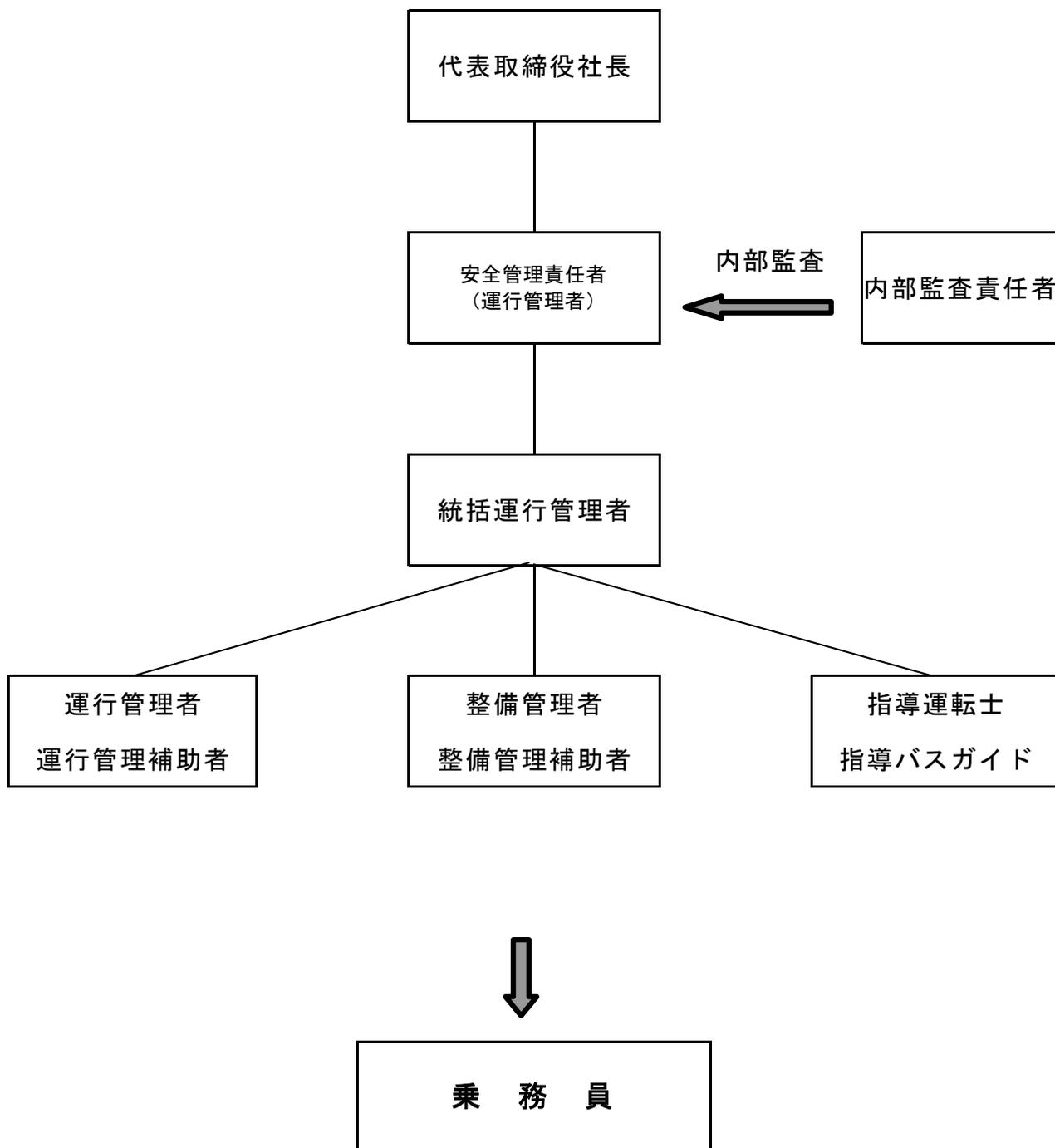
事故発生時・緊急事態発生時における対策本部設置について



対策本部組織図



株式会社北日本観光 指導管理体制



(別添1)

令和5年乗務員指導教育実施計画

総務企画部 運行管理課

1・年間指導教育計画表

| | |
|----|---|
| 4月 | <p>【事業用自動車を運転する場合の心構え】</p> <p>・旅客自動車運送事業は公共的な運送事業であり、旅客を安全、確実に輸送する事が社会的使命であることを認識させると共に、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会的に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全の確保をするとともに、他の運転者への模範となる事が使命であることを理解させる。</p> |
| 5月 | <p>【事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項】</p> <p>・道路運送法、道路交通法及び道路運送車両法に基づき、運転者が遵守すべき事項（運行指示書の遵守を含む）を理解させる。また、当該事項から逸脱した運転方法や姿勢による運転をしたこと及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした旅客自動車運送事業者及び運転者に対する処分並びに当該交通事故が加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。</p> |
| 6月 | <p>【事業用自動車の構造上の特性】</p> <p>・自らの運転をする事業用自動車の車高、視野、視覚、内輪差及び制動距離を確認させ、これらが車両により異なることを理解させると共に、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の実例を説明する等により、構造上の特性を把握することの重要性を理解させる。</p> |
| 7月 | <p>【乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項】</p> <p>・加速装置、制動装置及び舵取り装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故（車内事故）の事例を説明する等によりこれらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。また、走行中は旅客を立ち上がらせない及びシートベルトを確実に装着させるなど、乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。</p> |
| 8月 | <p>【旅客が乗降する際の安全を確保するための留意すべき事項】</p> <p>乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉に挟まれた等の事故事例を説明するなど、旅客が乗降するときは旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる。また、周囲の道路及び交通状況に注意して安全な位置に停車すること及び旅客の状況に注意し発車させる等、旅客が乗降の際の安全確保に留意すべき事項を指導する。</p> |

| | |
|-----|---|
| 9月 | <p>【主として運転する経路または営業区域における道路及び交通の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の運転者が主として運行する経路の道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえた事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（ヒヤリ・ハット体験）を説明すること等により運転者に理解させる。 |
| 10月 | <p>【危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法】</p> <p>【異常気象時における対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、加速装置、制動装置及び舵取り装置の急な操作を行うことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉に挟まれる等の危険、右左折時における内輪差及び直前、後方及び左側方の視界の制約、旅客の指示があったとき又は旅客を乗車させようとするときの急な進路変更又は停止に伴う危険等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。更に、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対処方法について事例を説明すること等により理解させる。 |
| 11月 | <p>【安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。 |
| 12月 | <p>【運転者の運転適性に応じた安全運転の指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。 |
| 1月 | <p>【ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者等からヒヤリ・ハット体験の報告があった場合、運輸規則第3条第1項の苦情の申出のうち当該貸切バスの運転者に係るものがあった場合又は運輸規則第25条第1項第7号の事故が発生した場合には、これらの場合について、ドライブレコーダーの記録により加速装置、制動装置及びかじ取り装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持その他法令の遵守状況を確認し、当該運転者に自信の特性を把握させた上で、必要な指導を行う。 <p>【ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転」 |

| | |
|----|--|
| | <p>にかかる映像を当該運転者以外の自社内の運転者に対する指導及び監督に活用することで、当該指導及び監督をより効果的に行うよう努める。</p> |
| 2月 | <p>【交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処】</p> <p>・長時間運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らへの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明すること等により理解させるとともに、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示（平成13年度国土交通省告示第1675号）に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。</p> <p>また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。</p> |
| 3月 | <p>【健康管理の重要性】</p> <p>・疾病が交通事故の要因となるおそれを、事例を説明する等により理解させるとともに、定期的な健康診断の結果、心理的な負担を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。</p> <p>【非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い】</p> <p>・非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱いについて指導し、また実際に車両を用いて緊急時の避難等について指導する。</p> |

2・特別指導教育について

- (1) 労働基準法、改善基準告示の教育（年2回を予定）
- (2) 事故や災害等へ遭遇したことを想定した、訓練（年1回実施）
- (3) バスジャック対応マニュアルによる指導訓練（年1回実施）
- (4) 赤十字など外部機関による、救急救命講習など

(別添2)

安全管理規程

平成25年 12月 26日 制定
平成29年 2月 1日 一部改訂
平成30年 4月 16日 一部改訂

住 所 岩手県紫波郡紫波町片寄字百目木37-1
事業者名 株式会社 北日本観光
代表者 代表取締役 畠山 英樹

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、株式会社北日本観光（以下「会社」という）の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、当社の安全方針を「全ての安全はひとりひとりの思いやりから」(下記参照)とし、これを社内に周知することで、一人ひとりが思いやりを持って運転し、更なる安全向上に努める。

北日本観光安全方針

「すべての安全は一人一人の思いやりから」

- ・ルールに従い、安全運行を心がけます
- ・全てにおいて安全を最優先します
- ・安全の維持、向上に努めます
- ・安全運行を通じ、最高のサービスを提供します

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各部長

を統括し、指導監督を行う。

- 3 各部長は、営業所長又は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し各課を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 管理職のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長、社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関

する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期限は3年とする。